

岡山県環境審議会条例

平成六年七月五日  
岡山県条例第二十五号

岡山県環境審議会条例をここに公布する。

岡山県環境審議会条例

(設置)

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。(平一二条例二三・全改)

(組織)

第二条 審議会は、委員四十人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平一二条例二三・一部改正)

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第五条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(平一二条例二三・一部改正)

(会議)

第八条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に關係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある特別委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会に準用する。

(幹事)

第九条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、環境文化部において行う。

(平一〇条例三・平二二条例七・一部改正)

(その他)

第十一條 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成六年八月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第二三号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 岡山県環境審議会の部会の設置に関する規程

### (目的)

第一条 この規程は岡山県環境審議会条例（平成六年岡山県条例第二十五号。以下「条例」という。）第七条第一項の規定により、岡山県環境審議会（以下「審議会」という。）の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (部会の設置及び所掌事務)

第二条 審議会に、別表に掲げる部会を置き、その所掌事務は、同表に掲げる事項のほか会長が部会の所掌事務とすることが適當と認める事項とする。

### (部会の組織)

第三条 部会は、十五名以内の委員、並びに必要に応じて指名された特別委員及び専門委員で組織する。

### (部会の決議)

第四条 部会の所掌事務に係る部会の決議は、これをもって審議会の決議とするものとする。

2 部会長は、部会の審議が終了したときは、審議会にその結果を報告するものとする。

### (その他)

第五条 前二条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

## 附 則

この規程は、平成六年八月十二日から施行する。

### (施行期日)

この規程は、平成十二年十月十七日から施行する。

### (施行期日)

この規程は、平成十六年十月四日から施行する。

### (施行期日)

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

### (施行期日)

1 この規程は、平成二十年九月二日から施行する。

(環境基本計画推進専門委員会の設置に関する規程の廃止)

2 環境基本計画推進専門委員会の設置に関する規程は、廃止する。

別表 部会所掌事務

部会名	所掌事務
政策部会	<p>一 岡山県環境基本条例（平成八年岡山県条例第三十号。以下「環境基本条例」という。）第十条第四項及び第六項の規定による岡山県環境基本計画の策定及び変更に係る基本的な事項に関すること。</p> <p>二 環境基本条例第二十七条の規定による環境の保全に関する提言の調査審議に関すること。</p> <p>三 地球環境保全に関すること。</p> <p>四 環境学習に関すること。</p> <p>五 その他、他の部会の所掌に属さないこと。</p>
景観部会	<p>一 岡山県景観条例（昭和六十三年岡山県条例第十六号。以下「景観条例」という。）第四条の規定による景観計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>二 景観条例第十一条第三項の規定によるモデル地区の指定に関すること。</p> <p>三 景観条例第十一条第八項の規定による報告に関すること。</p> <p>四 景観条例第十一条第十一項の規定によるモデル地区の区域の拡張、縮小、指定の解除に関すること。</p> <p>五 景観条例第十二条第二項の規定によるモデル地区内の景観形成に必要な要請に関すること。</p> <p>六 景観条例第十条の規定による届出対象行為に係る景観形成に必要な勧告又は命令に関すること。</p> <p>七 景観条例第十三条第二項の規定による背景保全地区の指定に関すること。</p> <p>八 景観条例第十三条第五項の規定による背景保全地区の変更又は解除に関すること。</p>
水質部会	<p>一 環境基本法第十六条第二項の規定による水域の指定に関すること。</p> <p>二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第三項の規定による排水基準の設定に関すること。</p> <p>三 水質汚濁防止法第四条の三第一項の規定による総量削減計画の策定に関すること。</p> <p>四 水質汚濁防止法第四条の五第一項の規定による総量規制基準の設定に関すること。</p> <p>五 水質汚濁防止法第十六条第一項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定計画の策定に関すること。</p> <p>六瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条第一項の規定による瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の策定に関すること。</p> <p>七 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定による農用地土壤汚染対策地域の指定及び変更、解除に関すること。</p> <p>八 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第五条第一項及び第六条第一項の規定による農用地土壤汚染対策計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>九 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四条第一項及び第二十三条第一項の規定による湖沼水質保全計画及び湖沼総量削減計画の策定に関すること。</p> <p>十 湖沼水質保全特別措置法第七条第一項の規定による汚濁負荷量規制基準の設定に関すること。</p> <p>十一 湖沼水質保全特別措置法第十九条第一項及び第二十二条の規定による指定施設及び準用指定施設の構造並びに使用の方法に関する基準の設定に関すること。</p> <p>十二 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第五条第一項の規定による水質保全計画の策定に関すること。</p> <p>十三 ダイオキシン類対策特別措置法 第八条第三項の規定による排出基準（排出水に係るものに限る。）の設定に関すること。</p> <p>十四 ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項及び第三十条第一項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定、変更及び解除に関すること。</p> <p>十五 ダイオキシン類対策特別措置法第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>十六 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第五十三条第一項の規定による特定施設の指定及び排出水の排水基準の設定に関すること。</p> <p>十七 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第五十三条第一項第一号の規定による有害物質の指定に関すること。</p> <p>十八 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第五十三条第一項第二号の規定による水の汚染状態を示す項目の指定に関すること。</p> <p>十九 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第六十五条第一項の規定による土壤汚染基準及び地下水汚染基準の設定に関すること。</p> <p>二十 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第六十九条第一項又は第二項の規定による必要な限度の設定に関すること。</p> <p>二十一 岡山県児島湖環境保全条例（平成三年岡山県条例第五号）第七条第一項の規定による環境保全基本方針の策定に関すること。</p>

部会名	所掌事務
大気部会	<p>一 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定による地域の指定に関すること。</p> <p>二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第四条第一項の規定による排出基準の設定に関すること。</p> <p>三 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定による指定ばい煙総量削減計画の作成及び総量規制基準の設定に関すること。</p> <p>四 大気汚染防止法第十五条第三項の規定による燃料使用基準の設定に関すること。</p> <p>五 大気汚染防止法第十五条の二第三項の規定による燃料使用基準の設定に関すること。</p> <p>六 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定による騒音を規制する地域の指定に関すること。</p> <p>七 騒音規制法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関すること。</p> <p>八 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条の規定による悪臭を規制する地域の指定に関すること。</p> <p>九 悪臭防止法第四条第一項及び第二項の規定による規制基準の設定に関すること。</p> <p>十 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定による振動を規制する地域の指定に関すること。</p> <p>十一 振動規制法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関すること。</p> <p>十二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第三項の規定による排出基準（排出ガスに係るものに限る。）の設定に関すること。</p> <p>十三 ダイオキシン類対策特別措置法第十条第一項の規定による総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定に関すること。</p> <p>十四 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）第二条第三号に規定する物質の指定に関すること。</p> <p>十五 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第二条第五号に規定する有害ガスの指定に関すること。</p> <p>十六 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第六条第一項に規定するばい煙発生施設の指定及びばい煙の排出基準の設定に関すること。</p> <p>十七 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第十九条の規定による粉じん発生施設の指定並びに構造の指定並びに使用及び管理の基準の設定に関すること。</p> <p>十八 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第二十八条の規定による有害ガス発生施設の指定及びその排出基準の設定に関すること。</p> <p>十九 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第三十九条第一項に規定するベンゼンその他の化学物質及び当該物質の大気中への排出又は飛散に伴う環境への負荷が著しいと認められる 地域の指定に関すること。</p> <p>二十 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第四十条第一項に規定するベンゼン等排出施設の指定に関すること。</p> <p>二十一 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第七十二条第一項の規定による指定施設及び地域の指定に関すること。</p> <p>二十二 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第七十三条の規定による規制基準の設定に関すること。</p> <p>二十三 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第九十八条第一項の規定による地域の指定に関すること。</p>
廃棄物対策部会	<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五の規定による廃棄物処理計画の策定に関すること。</p> <p>二 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）第四条の規定による実施計画の策定に関すること。</p>

## 過去5年間の審議事項

年度	事 項 名	概 要
H27	騒音規制法に基づく規制地域の指定について（諮問）	里庄町について、指定地域の追加
	振動規制法に基づく規制地域の指定について（諮問）	里庄町について、指定地域の追加
	環境基本法に基づく環境基準の類型を当てはめる地域の指定について（諮問）	里庄町について、指定地域の追加
	岡山県における大気汚染物質の測定体制について（意見聴取）	微小粒子状物質(PM2.5)に係る測定局の県東部への増設及び二酸化硫黄に係る測定局の廃止について
H26	岡山県における大気汚染物質の測定体制について（意見聴取）	微小粒子状物質(PM2.5)に係る測定局の県北部への増設について
H25	微小粒子状物質(PM2.5)に係る監視測定体制について（意見聴取）	大陸からの越境汚染や測定結果を踏まえた、今後の適切な測定局の増設について（持ち回り開催）

※H23、24は審議事項なし。